広島県告示第六百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年六月二十六日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

所在地	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
広島県広島市安佐北区あさひが丘一丁目及び同市安佐北区安佐町大字後山地内	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
	あさひが丘一七四（八六九―一） 東野平一七七〇（四二八五―一）	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊	次の図のとおり 次の図のとおり	あさひが丘一七四（八六九―一） 東野平一七七〇（四二八五―一）	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊	次の図のとおり 次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

（法第九条第二項及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十号）第三条の規定に関する事項）